平成２５年（フ）第９９３号
千葉市美浜区高浜４丁目10番10棟506号
破産者　川田喜代美（旧姓小澤）
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２３１号
千葉県浦安市堀江６丁目１番７―101号　メゾンタツミ
破産者　大城　誠豊
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２３２号
東京都江戸川区南葛西５丁目15番15号
破産者　株式会社ＷＩＬＬＥＤ
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２４５号
千葉県市川市二俣622番地
破産者　有限会社朝来電気商会
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２４６号
千葉市中央区亀岡町２番18号
破産者　岩田　忠一
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３５９号
千葉県船橋市西船５―25―１メゾンド・アイ103、商業登記簿上の本店所在地横浜市戸塚区汲沢５丁目12番１号
破産者　株式会社三建システム
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１７４号
東京都八王子市別所２丁目18番地３―203号
破産者　有限会社レディフィンガー
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５９２号
川崎市川崎区塩浜２丁目18番３号
破産者　有限会社進英製作所
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３３３号
神奈川県座間市さがみ野１丁目１番６号
破産者　株式会社ケンオーモーター
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６９４号
静岡市駿河区桃園町20番27号
破産者　株式会社ゴールデンギフト
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９７９号
名古屋市東区泉２丁目24番28号
破産者　株式会社ＩＮＴＩ　ＷＡＮＩＴＡ
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３４４号
愛知県知多郡東浦町大字生路字前田48番地
破産者　株式会社千代一
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１６号
愛知県東海市加木屋町北鹿持29番地の29
破産者　有限会社興和システム工業
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７５３号
神戸市東灘区深江浜町142番地
破産者　株式会社ペリカセブン
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７２号
兵庫県三田市南が丘１丁目８番15号
破産者　有限会社横山食品
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２５号
岡山市南区市場１丁目１番地
破産者　合地水産株式会社
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３５号
青森県むつ市横迎町２丁目15番12号
破産者　株式会社魚光
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６９号
東京都稲城市大丸701番地の20
破産者　宮澤　孝俊
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７０７号
横浜市青葉区つつじが丘５番地１　グランヒルズ青葉台205号、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区広尾１丁目７番17号
破産者　株式会社ブライズ
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０号
静岡県浜松市中区葵東１丁目４番16号
破産者　有限会社あらかわ
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
三重県志摩市阿児町神明478番地８、前住所三重県志摩市阿児町鵜方4981番地
破産者　中村美由紀
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
三重県伊勢市大湊町743番地
破産者　西村　研治
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係